慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新律綱領、改定律例註釈書 : 続·明治法制史料雑纂 (一)
Sub Title	The commentaries of the Japanese criminal code 1870, 1873
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律· 政治· 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.4 (1965. 4) ,p.71- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650415-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

新律綱領、改定律例註釈書

続・明治法制史料雑纂（一）

手塚　豊

明治三年十二月二十七日[1]、明治政府は、全国に施行を予定したはじめての刑法典である新律綱領を頒布した。当時の交通事情から、すべての府、県、藩にゆきわたるには、相当の日時を必要としたこと、あるいは政府自体の統治力の微弱などの理由で、新律綱領は、即時には全国的に実施されなかつたが、明治四年七月の廃藩置県の頃には、大体、全国の府、県において、その施行をみることになつた。[2]

この新律綱領は、その上諭に「朕刑部ニ勅シテ律書ヲ改撰セシム乃チ綱領六巻ヲ奏進ス朕在廷諸臣ト議シ以テ頒布ヲ允ス[3]内外有司其之ヲ遵守セヨ」とあるごとく、刑罰法規官庁訓示主義[4]を採り、世間一般に公布するという形式は履んでいない。しかし、頒布後、諸外国の外交使節には、それが進呈された。諸外国の刑法典と交換することが目的であつた。まず、それに関する外務省伺と太政官指令は次の通りである。[5]

外務省伺　明治四年三月二十七日

今般新律綱領一部宛各国公使心得之為別紙書翰相添差遣度候ニ付此段相伺候也

指令　明治四年月日欠

伺之通被仰付候条朱書之通相改可申候事[6]

この指令にもとづき、外務卿沢宣嘉から、三月二十七日附を以て「大貌利顛国」公使[7]へ、また四月七日附を以て「米利堅合衆国、伊太利国、白耳義国、仏蘭西国、荷蘭国、独逸北部聯邦、西班牙国、澳地利国」各公使[8]へ、次のような書簡と共に新律綱領が送られた。[9]

以手紙致啓上候然者今般我国刑律書類取調へ新律綱領ト題シ改テ頒布致シ候右ハ唯其要領ヲ掲ケ候迄ニ候得共御心得ノタメ一部差進候尤追々編輯大成ノ上ハ尚可差進候就テハ貴国政府ニテ方今御施行被成候刑律ノ綱領ヲ編輯セル書類可有之乍御面倒此等ノ諸書

名貴国語ヲ以テ御垂示被下度御頼申入候右可得御意如斯御坐候以上

これと相前後して、国内でも、その印行販売が次のように許された。(10)

刑部省上申　明治四年三月日欠

新律綱領之儀旧臘府藩県庁ェ御頒布相成候処右刑律之儀ハ普ク天下ニ御触示相成候方条理ト奉存候間書肆ヘ相任セ広ク売本ニ相成候方可然奉存候間此段申上候也

指令　明治四年月日欠

伺之通

民間の書肆が、こうした要請に答えて、直に新律綱領の版本を作成販売しはじめたかどうかは確証を欠く。しかし、このような措置が採られたので、最早、新律綱領は、徳川時代の御定書のような官庁部内の秘密事項ではなくなり、結局、公布したのと同じ結果となったのである。

当初、新律綱領が各府藩県に頒布された際には、原則として一部ずつであり、(11)それ以上に必要とする場合は、とくに太政官の許可をえて配布されていた。このことは、次の司法省伺によつて判明する。(12)

先般御頒布相成候新律綱領各府県ニ於テ余分ニ申受度向ハ御官ヘ願出候半テハ不相渡旨此迄定置候処追々願出候向モ有之候附テハ最初一部ッ、一般ヘ御渡相成候上ハ自今定価相立置当省ヘ直ニ願出候ハ、払下候様相定申度此段相伺候也(13)

辛未八月八日　司法省

太政官　史官

御中

御附紙

本書新律綱領増渡ノ儀代価取立ニ不及府県ヨリ願出候節ハ相当ノ部数可相渡事

この附紙の回答によつて、明治四年八月以降は、新律綱領の版本が、各府県の請求に応じて、無料で配布されたこともわかる。

さらに翌五年十月になると、官版「新律綱領」の一般世間への販売が、次のように決定された。(14)

当三月中海陸軍律書於書肆売弘ノ儀陸軍省ヨリ伺出候節新律綱領モ同様売弘為致候テ可然旨御問合ノ節更正中ニ付従是可申進旨及御回答置候処最早売弘申度此段申進候也(15)

壬申十月十二日　司法大少丞

史官

御中

先きに述べた民間での印刷販売が、実際上行われないので、官版の発売にふみきつたのかも知れない。なお、何時から発売されたかは明らかでないが、明治六年一月以前には、行われていなかつた模様である。(16)

明治六年六月十三日、改定律例（太政官布告第二〇六号）が頒布され、同年七月十日から、新律綱領と併行して施行されたが、(17)この改定律例も、その上諭に「朕曩ニ司法ニ勅シ国家ノ成憲ニ原キ各国ノ定律ヲ酌ミ

改定律例ヲ修選セシム今ヤ編纂成ヲ告ク朕乃チ内閣諸臣ト弁論裁定シ之ヲ頒行セシム爾臣僚其レ之ヲ遵守セヨ」とあり、やはり刑罰法規官庁訓示主義によつている。しかし、施行後まもなく、民間でその内容を印刷した書物が発売されはじめた。新律綱領の場合とは異なり、そうした刑法典の内容公開に関する特別の許可措置は採られていない。最早、それは当然のことと考えられたためであろう。したがつて、これまた、新律綱領の場合と同様に、世間一般に公布したのと、同じ結果を生んだのである。

かくして、新律綱領と改定律例は、明治十五年一月一日、いわゆる旧刑法の施行されるまで、わが国の刑事裁判の準拠とされた現行刑法典であつた。その施行期間をみれば、新律綱領が約十一ヵ年間、改定律例が約八年六ヵ月間に及んでいる。

このように、両法典の施行期間は、かなりの長期間にわたつたので、その間に出版された註釈書はすくなくない。もちろん、西洋の刑法学がまだ十分に移入、消化されていない当時のこととて、近代的な学問体系にまで整備された著書は出現せず、いずれも字句の註釈書の域をいでない。しかし、その程度のものでも、一般的な需要には、一応答ええたであろうし、また、裁判官に対しても相当な便宜をあたえたものと思われる。

ところで、こうした註釈書を収録した書目は、これまで発表されたものがないようである。本稿は、私が現在までに寓目しえた註釈書の類をあつめ、簡単な紹介を試みたものである。これが、新律綱領、改定律例の将来の研究に、なにほどかの便をあたえるとすれば、私としては望外の倖せである。なお、新律綱領、改定律例の条文だけの版本も、併せ掲げたことを附記する。

(1) 新律綱領頒布日については、十二月二十日、同月二十六日、同月二十七日の三説がある（拙稿「新律綱領の施行に関する一考察」・「明治初期刑法史の研究」五六頁）。一応、ここでは二十七日説に従つた。

(2) 前掲拙稿・前掲書・七九頁。

(3) この「頒布ヲ允ス」の意味を、私は本文でも述べたごとく、府、県、藩への「頒布」であつたと理解する（同説、石井良助「明治文化史・法制編」・二七六頁）。ところが、「人民」に「頒布」が許されたとする見解もある（例えば、小早川欣吾「明治法制史論」下巻・九八七頁）。それならば、後ちに本文で述べる明治四年三月の刑部省上申に「旧藩府藩県庁ヱ御頒布相成候処右刑律之儀ハ普ク天下ニ御触示相成候方条理ト奉存候云々」と、何故いう必要があつたのか。この点の説明ができないであろう。さらに、明治六年一月八日、京都府知事長谷信篤、参事槇村正直等の連名で司法卿正藤新平に提出した伺の一節に「庚午ノ冬新律綱領御頒布ノ節人民ヘモ布告可致儀歟ト相考御問合ニモ及候処民間ヘハ不使知之御趣意ト承候ニ付掛リ官員ノ外ハ之ヲ秘シ置候云々」（内閣文庫蔵「京都府史料」第四一冊）とあるが、これは、新律綱領頒布早々の頃は、一般「人民」へは公布することを予定していなかつたことを示している。この重大な基本方針が、わずか三ヵ月余でくずれさつたところに、はげしい時代の流れを感ずる。

(4) 松浦栄「新律綱領制定前の明治刑罰法」犯罪学雑誌第七巻一号・七九頁。

(5)「法規分類大全」刑法門㈡・刑律㈡・一九五頁。
(6) 各国公使宛書簡の草稿を、太政官において朱書で訂正、差戻したという意味である。しかし、訂正前の原文はわからない。
(7)「憲法類編」第十八・二枚表。
(8)(9) 前掲書・二枚裏、三枚表。
(10) 註5に同じ。
(11) 明治三年末現在において、三府四十三県と二百五十六藩であるから（宮武外骨「府藩県制史」・二五六頁）、最初の版本の印刷数は、すくなくとも五百部以上に達したと推定される。なお、この版本の版木の彫刻は、当時著名な彫工であつた梅村翠山、木村徳太郎、打田霞山の手になるものである。因みに、改定律例の版本もまた同じである（木村嘉次「刮劂木村嘉平と其門下」㈥・書物展望第一三巻七号附録・一八頁―二〇頁）。
(12) 前掲憲法類編・四枚裏―五枚表。
(13) 信州竜岡藩が、廃藩置県の際、明治政府にわたした引継書目に「新律綱領五冊」とある（榎本半重「大給亀崖公伝」・一三九頁）。四冊は特別に願出て下付されたものであろう。竜岡藩（一万六千石）のごとき小藩でも五冊所持していたことから判断すると、廃藩置県の頃には、一府藩県一部宛の原則がほとんど破られていたのかも知れない。
(14) 前掲憲法類編・五枚表―六枚裏。
(15) この「更正」の意味は、版本を改訂するということであろうが、どんな点を改訂する必要があつたのか明らかでない。しかし、想像を逞しくすれば、次のような推定も成りたつ。当初、新律綱領の詐偽律、偽造宝貨の条は、明治三年七月二日の太政官達をそのまま編入したものであつた。ところが、その中のもつとも重い法定刑が「梟」であるため、他の類似犯罪例えば太政官印の偽造が「絞」（詐偽律、偽造官印の条）であることとの均衡が取れないとの理由で、新律綱領頒布直前の明治三年十二月三日、刑部省はその改正を伺出た。この要旨は、「梟」を「絞」に改めることを中心に、若干の点で条文を整備変更したものであるが、刑部省も通貨偽造の条が政策的要請にもとづく厳刑であることを考慮し（通貨偽造犯が比較的多く且つ各地方の財政的基礎をゆるがす重大犯罪であるのに鑑み、前掲の太政官達で、とくに厳刑を指示すると共に、この犯罪に限り死刑をふくめて各府藩県の即決処断をみとめていた）、もしも改正ができなければ「宝貨偽造ノ条ハ新律内ヲ白空ヲ他日ヲ待テ補フモ未タ晩シトセサルナリ」と申出たのである。太政官は「新律内ヲ白空ヲ他日補正候様被仰出候事」と指令した（前掲分類大全・刑法門㈡・刑律㈠・一二四頁）。しかし、時すでに新律綱領の版本は完成していたので、この部分を空白にする時間的余裕がなく、原本のまま版本が頒布されたようである（その条を空白にする旨の附紙はされたかも知れない。なお新律綱領に規定がなければ、明治三年七月二日の太政官達がそのまま有効であり、また前に述べたごとく、この達の内容が新律綱領の削除される筈の偽造宝貨の条であつたから、その部分を版本から削除しなくても、別に実害はない）。後ちに出版された新律綱領、改定律例関係書の中に、新律綱領偽造宝貨の条が削除されずに原形のまま残つているのがあるのは（例えば、小川半七出版「新律綱領改定律例合巻」下巻・一九五枚表―一九六枚表。近藤圭造「新律綱領改定律例合巻註釈」巻五・三枚表―四枚裏）、それがためであろう。そこで、明治五年に行われた版本「更正」は、偽造宝貨の条を、版木から抹消する作業であつたと思われるのである。後ちに掲載する司法省官版「新律綱領」は、この部分

が黒く抹削して印刷されている。

(16) 明治六年一月京都府伺（註3・参照）に対する司法省回答の一節に「新律綱領モ近々販売ノ筈ニ候事」とあるのは、それまでは販売されていない証拠であろう。

(17) 両法典の関係とくに両者の併行的施行の意味については、拙稿「明治六年太政官布告第六十五号の効力」本誌第三七巻一号・二七頁以下参照。

○

(一) **新律綱領 全**　横一八・五cm　縦二六・九cm

和装木版本　一五四枚　全一冊

表紙の裏に司法省の印章が捺されているから、明治四年七月、司法省創設以後の出版本である。したがつて、新律綱領頒布当初の版本でないことは確実である。[1] 新律綱領の全条文のみで、註釈は附されていない。司法省の捺印は、後に述べるごとく民間の出版物にもあるから、それが官版の証拠にはならないが、本書には奥書がないから官版とみてよかろう。明治六年一月以降、民間にも官版「新律綱領」が発売されたことは前に述べた。このとき、売出されたものは、おそらく本書であろう。

(二) **改定律例**　横一八cm　縦二五・六cm

和装木版本　一三三枚　全一冊

表紙の裏に司法省の印章が捺されている。改定律例全三一八条の条文のみで、註釈は附されていない。これもまた奥書がないから、官版であろう。改定律例の場合は、太政官から司法省に「上木」の指令がでたのが、明治六年三月九日であり、版本の完成が同年五月三日である。[2] 本書は、おそらくこの版本であり、新律綱領の場合と同様に、一般にも販売されたのであろう。

(三) **童蒙読律必携**　横一二・九cm　縦一八・四cm

和装木版本　一三三枚　一覧社蔵版　川澄下枝纂　近藤圭造閲　全一冊

本書は、新律綱領、改定律例のみならず、その他の禁令もふくんだ註解書であるが、全体の約半分が両法典の註釈に当てられている。まず「読律ノ大旨」の節で、律の全般的な説明を行ない、「字義」の節で、主要なる律の用語の解説を施し、「訓詁」の節では、新律綱領、改定律例の主要条文の難解な文字の読み方を教えている。出版年月は明記されていないが、例言の日附は、明治六年七月である。

(四) **新律綱領改定律例合巻 全**　横一四・九cm　縦二二・二cm

和装木版本　二二五枚　小川半七出版　明治六年七月刻　全一冊

(五) **新律綱領改定律例合巻**　横一二・七cm　縦一八・六cm

和装木版本　上巻六三枚　中巻八一枚　下巻八一枚　小川半七出版　明治六年七月刻　全三冊

両者の印刷の内容は全く同じである。前者は一冊本、後者は三冊本で且つ小型になつている点がちがう。

明治四年三月、新律綱領を民間で印刷発売することが許可されたにもかかわらず、そうした出版物がみあたらないことは、前に述べた。本書は、新律綱領、改定律例の条文だけを合本にして印刷したものであるが、おそらく民間ではじめて編集発売された刑法典であろう。表紙裏に司法省の印章が捺されている。本書の発売と関連すると思われる次のような司法省の布達がある。(3)

司法省布達　明治六年八月二十五日　第百三十七号

先般新律綱領改定律例合巻上梓販売願出候ニ付差許候処其書中文字誤脱之ケ所有之候ニ付更ニ校訂申付候間右校訂相済候迄罪ヲ断スル必ス官降之律書ニ拠リ処断可致候事

司法省布達　明治六年十月八日　第百六十号

先般新律綱領改定律例合巻書中誤脱云々之儀当省第百三十七号ヲ以テ相達置候処追々校訂相済販売差許候条為心得更ニ此旨相達候事

「新律綱領改定律例合巻」という著作は、他に同名のものがみあたらないようであるから、小川半七出版の本書にちがいない。とすると、本書の実際の発売は、六年十月以降であったことになる。

(六)　**新律綱領改定律例対比合巻**　横一二・七cm　縦一八・六cm

和装木版本　一巻六九枚　二巻三九枚　三巻五五枚　四巻四八枚　五巻四三枚　小川半七　北畠茂兵衛　坂上半七出版　明治七年五月再刻　全五冊

前二者の再版である。改定律例はその施行後、逐次改正されつつあったから、明治七年五月に両法典の原文のままだけをのせている本書は、実際には余り役に立たない。

(七)　**新律綱領改定律例対比合刻**　横一五cm　縦二三cm

洋装活字本　二〇三枚　紀元二五三三年十二月発行

これは、上段に新律綱領、下段に改定律例の条文だけを掲載したものである。巻首に司法省の捺印があり、巻尾には「売弘所　畏三堂須原鉄二」とのみあり、出版人の記載はない。官版ではないかと思われる。

(八)　**増補新律綱領改定律例改正条例対比合刻**　横一五cm　縦二三cm

洋装活字本　二二五枚

(七)の巻尾に、明治六年六月から十年十一月までの改正法令を紙数二十二枚に収めて増補したものである。出版年月、出版人の記載はない。(七)が官版とすれば、これまた官版であろう。

(九)　**増補新律綱領改定律例改正条例対比合刻附律例懲戒条例**　横一二・五cm　縦一八・五cm

洋装活字本　一七〇枚と三九頁　江島喜兵衛出版　伊藤孫一郎編　明治十三年六月出版　全一冊

両法典の条文だけを掲載したものに、明治六年六月以降十年三月までの改正法令を二八頁に収めて増補し、且つ附録として讒謗律（明治八年）その他若干の単行の刑事法を載せている。本書の前に、前述の増補部分と附録とをのぞいたものが出版されていたと思われるが、私はまだそうしたものをみる機会をもたない。

㈡ **新律綱領改定律例合巻註釈**　横一五・三cm　縦二三・二cm

和装木版本　一巻九三枚　二巻七二枚　三巻八三枚　四巻六九枚　五巻六一枚　小川半七蔵版　近藤圭造訓註　明治七年四月刻　全五冊

両法典の全条文を掲げ、主要なる箇所に括弧を附して簡単な註解をほどこしている。全般的な註釈書の嚆矢であろう。本書編纂の由来を「近藤瓶城翁伝」は、次のように述べている。(4)

明治七年甲戌四十三歳これより先、先考（近藤圭造を指す――手塚註）司法省の嘱託をうけ、新律綱領改定律令の註釈をものせられしが、この年四月に至りて刊本成れり。司法省これを検定し、毎部巻首に省印を捺して印信とし、特に部下に令してこれに拠りて擬律せしめられき。その時の達文に、

明治七年七月十四日司法省第十七号達

各裁判所
各府県

近来律令註釈或諸表等往々上梓相成候処当省印信無之者に拠り擬律致し自然不都合を生し候ては不相成候に付兼而此段相心得可申候条此旨相達置候事

司法省の印章は、本書だけにあるわけではないが、最初の註釈書として、実際司法界でも重宝されたことはたしかであろう。

著者近藤圭造は旧岡崎藩士、維新後、各種の著作に従事し、とくに史籍集覧四百数十冊の編者として知られる人である。

㈢ **改定律増加条例註釈　全**　横一五・三cm　縦二三・二cm

和装木版本　一九枚　小川半七　北島茂兵衛　坂上半七出版　近藤圭造訓註　明治八年一月刻　全一冊

前著出版後の改正法令すなわち明治六年六月の偽造宝貨条例から明治七年十一月の官吏犯公罪条例までの二十四の太政官布告を収録、訓註を施したものである。本書には司法省の捺印はない。

㈣ **皇朝律例集纂**　横一五・三cm　縦二三cm

和装木版本　一巻一一四枚　二巻九五枚　三巻九六枚　四巻七二枚　五巻六〇枚　六巻八八枚　阪上半七出版　近藤圭造編　明治九年二月免許　全六冊

㈤ **皇朝律例集纂**　横一五cm　縦二一・二cm

洋装木版本　五二五枚　阪上半七出版　近藤圭造編　明治九年二月免許　全一冊

両者共に内容は全く同じであり、前者は和装六冊本、後者は洋装一冊本と、装幀と冊数がちがうだけである。先きに㈡および㈢を著わした近藤圭造が、さらに精細な註釈書をめざして編纂したものと思われる。本書は、両法典の条文とその改正法令を集録、ほとんど各条にわたつて字句のみならず、条項全体の解釈をほどこし、且つ各府県または裁判所伺、司法省指令の類をかなり克明にひろいあげて関係条項の理解の便を計つている。また、懲役の条の説明のごときは、明治五年監獄則の主要条文を掲げて、その内容の解明に当つ

ているので、単に改定律例の条文からだけではわからない懲役刑の実体を知ることができる。本書は、正に類書中の白眉というべきであろう。

㈣ **増補皇朝律例彙纂**　横一五cm　縦二一・二cm

洋装木版本　五三七枚　阪上半七出版　近藤圭造編　明治十年十二月版　全一冊

「増補」は増補版の意味である。すなわち、㈢の末尾に、明治九年四月以降の改正法令を収めた紙数十二枚を附加したものである。

㈤ **律例要条　全**　横一二・九cm　縦一八・六cm

和装木版本　一一七枚　有隣堂版　尾崎班象　横田国臣編　明治七年五月刊　全一冊

埼玉県権令白根多助、同県権参事岸良俊介連名の「諭言」によると「新律綱領改定律例より要条を編選し訓釈を加へたれは管内の者生業の暇には必す熟読し謹て罪に陥る勿れ」とある。主として埼玉県管内で販売されたものであろう。その内容は、主要なる条文を普通の文に書き改め、仮名をふり、また難解な言葉には傍訳を附している。編者の横田国臣は、当時、埼玉県権少属[5]（後ちの大審院長）であり、尾崎班象は同県大属尾崎半蔵[6]と思われるが確かでない。巻首に埼玉県の印がある。

㈥ **新律附例解**　横一五cm　縦二二・七cm

和装活字本　一巻八二枚　二巻五六枚　三巻五九枚　四巻六〇枚　五巻三九枚　六巻四六枚　太田金右衛門出版　萩原裕鑑定　高橋秀好編　明治八年三月版　全六冊

本書は下段に新律綱領、改定律例の条文を掲げ、上段に各府県、裁判所の伺、司法省指令の類をのせている。しかし、両法典の改正法令の収録はかなり杜撰であり、とくに改定律例の改正法令はほとんどぬけているので、明治八年三月出版当時の現行法が正確にはつかめない。また、獄具図の図形が全く省略されているが、これは、図形印刷の煩をさけたものと思われ、寔に安易な編集である。

㈦ **新律附例解補正**　横一五cm　縦二二・七cm

和装活字本　一巻八九枚　二巻五六枚　三巻五八枚　四巻六〇枚　五巻三九枚　六巻四二枚　小田善右衛門出版　萩原裕鑑定　高橋秀好編　明治九年四月版　全六冊

㈧ **新律附例解補正**　横一五cm　縦二二・六cm

和装活字本　三四四枚　小田善右衛門出版　萩原裕鑑定　高橋秀好編　明治九年四月版　全一冊

この両者の内容は全く同じであり、前者が六冊本、後者は一冊本で且つ紙質が薄紙となっている。

いずれも㈥の増補再版である。すなわち改定律例の改正法令を収め、また伺、指令の類もあたらしいものに、多少入れ更えている。さらに、初版の岡千仞後序と萩原裕跋が、巻頭に入って序になり、文章にも僅少の相違がある。

㈨ **新律附例解補正**　横一五cm　縦二二・六cm

和装活字本　各巻の枚数㈥に同じ　川井景一出版　萩原裕鑑定　高橋秀好編　明治十一年十月改正版　全六冊

これは㈥の再改正版である。しかし増補された部分はきわめて些少である。なお、編者高橋秀好は、明治十、十一年の頃、修史館八等掌記の職に在つた人である。(7)

㈦ **新律綱領改定律例字引　完**　横一二・九cm　縦一八・七cm

和装活字本　三三枚　柳原喜兵衛出版　小山亀松編　明治九年二月版　全一冊

本書は、その凡例によると「此書ハ新律綱領改定律例ノ熟語難字ヲ摘集シ方言ヲ以テ俗訳ヲ施シ読律ノ一端ニ供ス」とある。新律綱領、改定律例の編別を追つて難解な言葉の解説だけを行つている。例えば「贖罪」は「カネニテツミヲアガナフ」、「閏刑」は「シゾクノツミヲサバクオキテ」、「有心故造」は「コヽロヘテキテワザトツミヲスル」の類である。こうした字引は、他に類書がないようである。

㈧ **律例権衡便覧**　横一五cm　縦二二・五cm

和装木版本　一巻六一枚　二巻五四枚　三巻六二枚　四巻六二枚　五巻八〇枚　法制局蔵版　村田保編　明治九年三月版　全五冊

法制局で編纂された官版本である。本書は新律綱領、改定律例中、本書編纂当時において現行法であつた条項だけをぬきだして分解、法定刑の軽重の種類別に配列したものである。すなわち懲役（十日から百日まで十段階、一年から十年まで八段階、終身）十九種と死刑（絞と斬）二種の項目に、各条項を列挙している。これにより、例えば懲役百日には、どんな犯罪が該当するかがわかる。編者村田保は、いうまでもなく後ちの元老院議官、貴族院議員で、新律綱領の編纂にも直接関与した一人であり、当時、三等法制官(8)として法制局に在職していた。

㈨ **新律問答　附監獄問答**　横一二・二cm　縦一八cm

洋装活字本　二七八頁　別所平七出版　青木浩蔵著　明治九年六月版　全一冊

その凡例に「新律綱領改定律例ニ依リ已廃ノ条ヲ削リ現行ノ律ヲ挙ゲ毎条問題ヲ設ケ其解シ難キ者ハ旁訓ニ訳語ヲ施シ以テ其意ヲ通暁ス」とあるごとく、主要なる条項を問答態にしたものである。例えば、

問　本籍ヲ脱シテ逃亡スル者ハ如何

答　懲役八十日華士族ハ一等ヲ加フ

問　脱籍逃亡シテ二年以外復帰セザル者ハ如何

答　本律ニ依リ科断シ華士族ハ破廉恥甚ヲ以テ論ス

という形式である。いうまでもなく、右側の仮名は旁訓、左側のそれは語訳である。附録の監獄問答は、明治五年監獄則の主要条項を、同じような問答態で解説したものである。

㈩ **改正増補新律綱領改定律例合巻**　横一二・五cm　縦一八・二cm

洋装活字本　二一〇枚　京都　田中治兵衛

新律綱領、改定律例註釈書

出版　松井直誠編　明治十年十月版　全一冊

両法典の条文とその改正法令を掲げ、すべての漢字に仮名をふり、また難解な字句に仮名で簡単な訳註をふしたものである。巻首に「両仮名附」と述べているのは、その意味である。なお、「改正増補」とあるのは、本書が増補再版というのではなく、両法典とその「改正増補」法令をふくむという意味である。

㈢ **新律綱領改定律例増加合本**　横一一・六cm　縦一六cm

洋装活字本　四八二頁　内田弥兵衛出版

島田胤紹編　明治十年十二月出版　全一冊

両法典とその改正法令を掲げ、欄外に、主要条文の註解、府県伺と司法省指令、フランス刑法、清律、司法省布達などを掲載している。註解を附している個所は割合にすくなく、またその註解はかならずしも詳しいものではない。類書の中では、粗略なものである。

㈣ **新律綱領改定律例改正条例伺指令抽珍対比註解**　横八・三cm　縦一二cm

洋装活字本　一五五枚　青木輔清出版　安井乙熊註解　青木輔清校正　明治十一年五月刊　全一冊

両法典とその改正法令を集録、難解な語句に旁訓と解釈を附し、ところどころに、各府県伺、裁判所伺それに対する司法省の指令を掲げているが、小型本のこととて、全体的には簡略である。附録に讒謗律その他若干の法令を収めている。巻首に、司法省議法局の検印がある。

㈤ **大日本律例註疏**　横一三cm　縦一九・二cm

洋装活字本　三八六頁　須原量坪出版　山本光之助著　明治十一年十月版　同十二年三月再版　全一冊

新律綱領、改定律例の全条文に、改定律例施行後の改正法を掲げ、主要なる個所に割註を以て解説を施したものである。また、司法省達も、ところどころに掲載されている。解説は「凡人ノ服用飲食ノ物ヲ屏去シ寒天ニ衣服ヲ脱去セシメ飢渇ノ人ニ其飲食ヲ絶タシムルノ類」（新律綱領人命律）というがごとき程度で、一般的にはかならずしも詳しくないが、主要なる条文で難解な個所には、かなり克明な割註を施しているところもある（例えば新律綱領名例律二罪俱発以重論の条）。また、「清律註ニ見ユ」とか「清律ニ謂フ」という註記が多少あるのがめだつ。

㈥ **新律綱領改定律例改正条例沿革摘要**　横一二・五cm　縦一八cm

洋装活字本　二七八頁　須原鉄二出版　警視局蔵版　明治十二年五月版　全一冊

これは、きわめて特色のある著作である。その例言は、本書の内容を次のように述べている。

一　此書ハ刑律ノ沿革ト律令交渉ノ告達トヲ輯録シタルモノニシテ刑律ハ明治六年改定律下達以降変更アルモノヲ摘載シ告達ハ明治三年新律頒布以后発令ノ分ヲ掲ケタルモノナリ

一　巻中朱字ヲ以テ登録シタルモノハ現今廃棄ニ属スルモノニシテ墨字ヲ以テ記列シタルモノハ当今施行ノモノナリ

一　参考ト標示シタルモノハ律令関渉ノ告達ナリ

一　明治六年改定律例頒行ノ時ヨリ方今ニ至ル迄変更ナキ条件ハ是ヲ省キテ掲クルコトナシ宜シク原書ト対照シテ以テ其沿革ヲ知ルノ要ニ供スルノミ

これによつてわかるごとく、改定律例発布後改正された新律綱領、改定律例の条項をぬきだし、改正前の条項は赤字、改正後の条項を黒字で示している。再改正されたものは、現行条項だけを黒字で示し、以前の失効したものはすべて赤字で示している。したがつて、本書だけみたのでは、新律綱領、改定律例の全貌はわからないが、両法典と本書とを対照してみると、何が現行法かは一目瞭然であり、また改正された部分の沿革がよくわかる。新律綱領、改定律例共に「律」であるから、その改正方法は、現行法のごとく「とけこみ」方式ではない。[9] それがため、ある時点において何が現行法かはきわめてわかりにくい。本書編纂の企図は、そうした不便を取りのぞくためであつたろう。おそらく警視局部内における執務上の参考書であつたと思われるが、利用者には大きな便宜をあたえたにちがいない。

㈥ **増補比附援引新律綱領改定律例改正定例註釈合巻**

洋装活字本　五九七頁　内田弥兵衛出版　横九・八cm　縦一三・八cm
志賀二郎編　近藤圭造校　明治十二年二月
版　全一冊

下段に両法典とその改正法令、中段に字句の註釈、上段に各府県、裁判所伺と司法省指令を掲げている。註釈は比較的簡単であるが、伺、指令は、出版当時の最新のものを多く載せているのがめだつ。巻末には、検事職制章程（明治八年）、保釈条例（明治十年）その他若干の関係法令と、それに関する伺、指令を集録、また、重要なる犯罪の刑種別一覧表がついている。小型本ながら、かなり整備された註釈本といえよう。

㈦ **増補新律綱領改定律例改正条例全書**

洋装活字本　二三八頁　報告社刊　大野堯運編　明治十二年九月刊　全一冊　横一三cm　縦一八・八cm

当時、私版法令集として刊行されていた「官令新誌」第六号の附録である。新律綱領、改定律例とその改正法令を掲げ、欄外に、字句の註釈を載せている。例えば「腫起　ハレアガル」「昏絶　気ヲトリ失フ」の類で、初歩的なものである。「増補」の意味は、これもまた両法典の「増補」法令をふくむということである。

(1)　最初の頒布本と思われる版本を、私はまだみる機会をもたない。
(2)　拙稿「校正律例について」・前掲拙著・八三頁。
(3)　「第二憲法類編」第十七冊・二枚表裏。
(4)　近藤圭造「近藤瓶城翁伝」（大正四年）・二六枚裏―二七枚表。著者は同名の嗣子である。
(5)　明治七年六月「官員録」・一二七枚裏。
(6)　前掲書・一二七枚表。
(7)　明治十年五月「官員録」・六枚裏、明治十一年六月「官員録」・六枚裏。
(8)　「村田水産翁伝」・一二頁。
(9)　新律綱領の追加、改正の方法については、拙稿・前掲太政官布

告第六十五号の効力・本誌第三七巻一号・八頁以下参照。改定律例の場合も、ほぼ同様である。

○

以上は、前にも述べたごとく、私が直接に披見したもののみである。新律綱領、改定律例関係の註釈書は、これ以外にもなお多くの著作が出版されていたであろう。例えば、宮城県の郷土史家山田野理夫氏が所蔵されている「新律綱領問答」（角田県編）[1]のごとき、私の未見のものである。将来、なお一層ひろく渉猟して、より充実した書目の作成を遂げたいと思つている。大方の御支援と御教示を乞う次第である。

（1）　山田野理夫「宮城刑務所設置事情史」（昭和三十年）・四頁。角田県は明治四年十一月に廃止されているから、それ以前の編纂書であろう。